

ご自分のペースで無理なく貯めたい方におすすめ！

# 積立式定期貯金

＜エンドレス型＞ ＜満期型＞

預け入れされた金額を個々の定期貯金として受け入れます

コツコツ積み立てて、  
必要なときに必要な  
金額を解約できるよ



©よりぞう

通帳式だから貯まった  
金額を確認できる♪  
(ATMでの記帳は平日のみ)

ボーナスにあわせて増額月を  
設定したり、窓口やATMから  
任意の預け入れもOK！  
(ATMでの預入は平日のみ)

ご利用いただける方	個人・法人・任意団体	
	＜エンドレス型＞	＜満期型＞
預入方法	期間を定めることなくエンドレスで預け入れし、必要なときに必要な金額を解約できます。	満期日を設定して預け入れし、満期日以後に一括してお支払します。
預入期間	期間の定めはありません。	6か月以上10年以下
預入金額・単位	1円以上（1円単位）	
積立方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動積立 振替指定日に指定口座から自動引落しされます。（積立周期：1か月・2か月・3か月・6か月） ボーナス併用による増額が可能です。（年6回以内） 自動引落しとは別に、窓口や県内JAのATMで任意に預け入れすることもできます。 ※ATMでの預け入れは「定期貯金」の画面からお進みください。 ※振替日が休日の場合は、その翌営業日に振替を行います。 ※振替指定口座の貯金残高が振替金額に満たないときは、その回の振替は行いません。</li> <li>●窓口 随時窓口で現金または口座からお預け入れいただけます。</li> </ul>	
運用定期貯金・適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人 期日指定定期貯金</li> <li>●法人 スーパー定期貯金（単利型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人 1か月以上12か月未満：スーパー定期（単利型） 12か月以上3年以内：期日指定定期貯金</li> <li>●法人 スーパー定期貯金（単利型）</li> </ul>
	各預入時における上記定期貯金の約定利率を適用します。	
受入形態	通帳式	
払戻方法	窓口でお手続きください。 一部支払、明細支払、概算金支払、全額支払	満期日以後に一括支払 ※一部支払、明細支払、概算金支払も可能
その他	全額支払後は残高が0円となりますが、口座閉鎖は行われなため以後も継続して預け入れが可能です。	自動解約（満期日に自動的に解約して指定口座に自動入金する）の指定ができます。自動満期後の通帳を提示された場合は記帳してお返しします。

詳しくはお近くのJA遠州中央支店窓口まで  
お気軽におたずねください。

# 商品概要説明書

(令和3年4月1日現在)

1.商品名	積立式定期貯金（エンドレス型）	積立式定期貯金（満期型）
2.販売対象	○個人・法人・任意団体	
3.期間	○積立期限には定めがありません。	(積立期間) ○6か月以上10年以下 (据置期間) ○1か月以上3年以下
4.預入方法	○自動振替により、1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかの積立周期により預入いただけます。なお、随時に預入いただけます。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。	
(1) 預入方法	○1回あたり1円以上	
(2) 預入金額	○1円単位	
(3) 預入単位	○一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。	
5.払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○一部支払、明細支払および概算金支払ができます。	
6.利息	【個人】 ○各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 【法人・任意団体】 ○スーパー定期貯金（単利型）の約定利率を適用します。	
(1) 適用金利	【個人】 ○各分割預入時における期日指定定期の約定利率を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金（単利型）の約定利率を適用します。 ○なお、満期日前1年ごとの応答日を「特定日」として、当該特定日においてすでに預入されている期日指定定期貯金をとりまとめる場合には、当該特定日における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 【法人・任意団体】 ○各分割預入時におけるスーパー定期貯金（単利型）の約定利率を適用します。	
(2) 支払頻度	○払戻時に一括して支払います。	
(3) 計算方法	【個人】 ○期日指定定期の計算方法を適用します。 【法人・任意団体】 ○スーパー定期貯金（単利型）の計算方法を適用します。	
(4) 税金	○個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。	
(5) 金利情報の入手方法	○金利は店頭に表示しています。	
7.手数料	—	
8.付加できる特約事項	○個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。	
9.中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算（分割預入時の貯金が期日指定定期貯金の場合には1年ごとの複利計算）した利息とともに払い戻します。
	<p>&lt;スーパー定期貯金の場合&gt; 以下の預入期間に応じた利率で計算します。</p> <p>A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×50%</p> <p>C. 1年以上2年未満 …………… 約定利率×70%</p> <p>&lt;期日指定定期貯金の場合&gt; 以下の預入期間に応じた利率で計算します。</p> <p>A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 …………… 約定利率（2年以上の利率）×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 …… 約定利率（2年以上の利率）×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 …… 約定利率（2年以上の利率）×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 …… 約定利率（2年以上の利率）×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満 …… 約定利率（2年以上の利率）×90%</p>	
10.貯金保険制度（公的制度）	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または金融部（電話：0538-36-7039）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あつせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）	
12.その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 遠州中央